

## 鞍手町創業融資資金利子補給金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、創業に要する経費として必要な資金の融資を受け、町内で事業を行う者に対し、予算の範囲内で、当該融資に係る利子の支払に要する経費の一部において補助金の交付を行い、町における新たな創業及び雇用の創出を図り、創業時の負担の軽減と経営の安定化を図ることを目的とする。

### (鞍手町補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、鞍手町補助金等交付規則（平成19年鞍手町規則第12号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象融資)

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「融資」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福岡県中小企業振興資金融資制度要綱（平成26年4月1日施行）第6条第3号に規定する新規創業資金
- (2) 株式会社日本政策金融公庫が実施する創業支援に係る融資

### (補助対象者)

第4条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において創業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所を設置し、又は設置することが確実であると認められる者
- (2) 納付期限の到来した町税を完納している者
- (3) 鞍手町創業支援事業計画に記載されている創業支援を受け、当該創業支援を受けたことを証する書類を受領している者
- (4) 事業を開始する前に融資を受ける者又は事業を開始した日から1年以内に融資を受ける者
- (5) 鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過した者。

### (交付の制限)

第5条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金を交付しない。

- (1) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けた者
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が交付することが適当でないと認めた

者

(利子補給金額)

第6条 補助金の交付の対象となる利子は、初めて借り入れた日の翌月から起算して1年間分の創業資金の融資に係る利子額で、補助対象者が現に支払った利子（延滞利子を除く。）の合計額の2分の1以内とし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。ただし、交付額の上限は50,000円とする。

(利子補給の期間)

第7条 利子補給の期間は、創業資金の融資に係る約定利子を支払った最初の日の属する月から起算して12箇月以内とする。

(利子補給金の交付申請)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を創業資金の融資に係る約定利子を支払った最初の日の属する月から起算して14箇月後までに町長に提出しなければならない。

- (1) 鞍手町創業融資資金利子補給金交付申請書（様式第1号）
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書兼宣誓書
- (3) 個人事業の開廃業等届出書又は法人の登記事項証明書の写し
- (4) 当該融資の償還表の写し
- (5) 金融機関に提出した事業計画書等の写し
- (6) 利子を支払ったことを証する書類の写し
- (7) 第4条第3号に掲げる要件を満たしていることを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(決定の通知)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したとき、又は交付しないことを決定したときは、鞍手町創業融資資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）又は鞍手町創業融資資金利子補給金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第10条 前条による利子補給金交付決定通知を受けた者は、速やかに鞍手町創業融資資金利子補給金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第11条 町長は、前条による利子補給交付請求書に基づき、支払請求を受けた日から30日以内に、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部に相当する額を期限を定めて返還させることができる。

(1) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき

(2) この要綱に反したとき

(3) 各号に掲げるもののほか、町長が認めたとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱施行の日以後に実行された融資から適用する。